

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月10日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 佐井 経堂

【電話番号】 03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBSグローバルCBファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限 1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

本日、平成23年6月30日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年10月7日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下あわせて「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

下線部分__は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

(12) 【その他】

< 訂正前 >

(前略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

約款変更手続きのお知らせ

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして、「日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス」および「UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス」を投資対象として指定しておりますが、このうち、「UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス」の償還が予定されていることにより、その代替投資先の選定を行い、今後は、「日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス」以外の流動性確保などの補完的な役割を担う投資対象となる投資信託につきましては、必要に応じて適宜見直しを行い、追加・削除が可能となるよう約款変更手続きを、以下の日程で実施いたしておりますので、ご留意ください。

・公告日（日本経済新聞朝刊） 1 : 平成23年10月7日

・受益者による異議申立期間 2 : 平成23年10月7日から平成23年11月8日まで

・異議申立受益者の買取請求期間 3 : 平成23年11月10日から平成23年11月30日まで

・約款変更適用日 : 平成23年12月1日

1 異議申立て手続きの対象となる公告日現在の受益者とは、平成23年10月6日までの買付申込受付者を含み、平成23年10月7日以降の買付申込者および平成23年10月6日以前の換金申込者は除きます。

2 異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成23年12月1日に約款変更が適用されます。

3 異議申立てされた受益者は、所定の手続きに基づいて、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことができます。

代替投資先に新たに選定される国内投資信託 UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の概要

形態	追加型投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる実質的な投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	円建ての公社債および短期金融商品等
委託会社の名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（後略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

- 以下の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

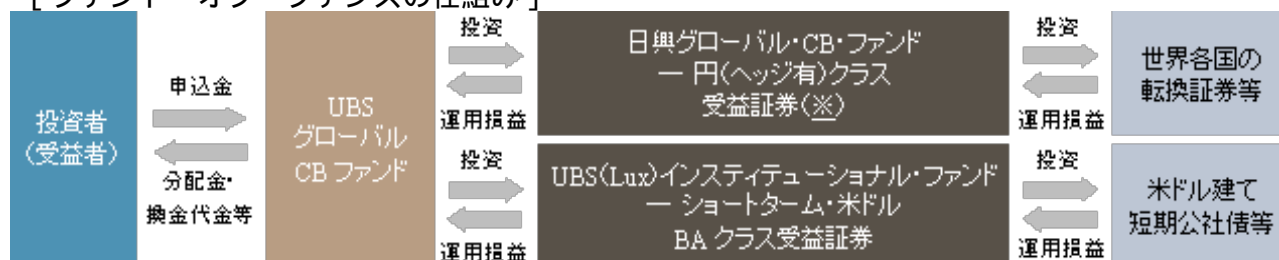
UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズ）のみに取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券	ケイマン籍外国投資信託	世界各国の転換証券等
UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米ドル建て短期公社債等

- ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。

[ファンド・オブ・ファンズの仕組み]



日興グローバル・CB・ファンド 円（ヘッジ有）クラス受益証券は、米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、世界各国の転換証券に投資します。

<投資対象とする外国投資信託の概要>

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。

管理報酬等	管理報酬：純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー (UBS O'Connor LLC)

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル
BAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（米ドル建て）
運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
投資運用会社	UBS AG、UBS グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ） (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)

通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみ）に取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

注）当ファンドの信託報酬率（年率1.029%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%程度（税込）となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

（後略）

< 訂正後 >

- 以下の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

国内投資信託

UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（1）

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみ）に取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

なお、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券以外の投資信託証券については、定期的または必要に応じて精査し、適宜見直しを行います。その結果、必要と判断される場合には、投資対象から除外される、または新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託証券を含みます。）として投資対象に追加される場合があります。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券	ケイマン籍外国投資信託	世界各国の転換証券等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米ドル建て短期公社債等
UBS短期円金利プラス・ファンド （適格機関投資家向け）受益権（1）	国内投資信託	円建ての短期公社債等（2）

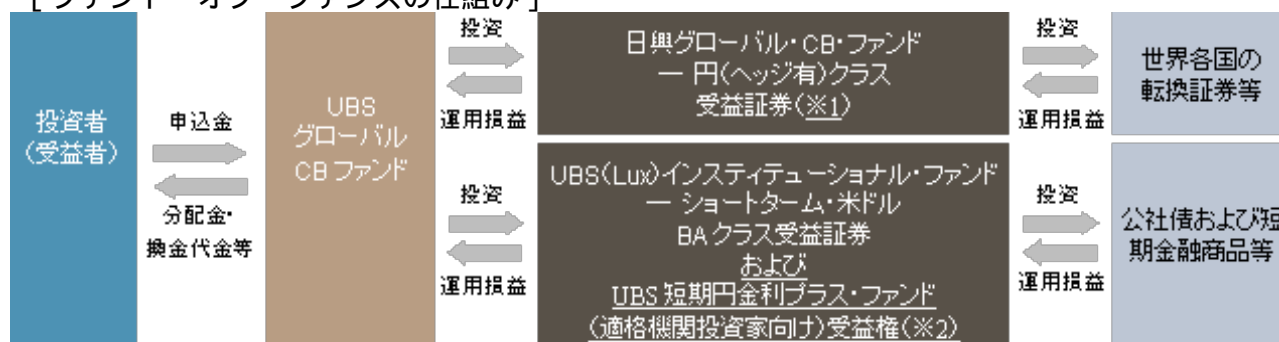
1 国内投資信託 UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）につきましては、2011年12月1日以降に投資可能となる予定です。（以下同じ。）

2 UBS短期円金利プラス・マザーファンドへの投資を通じて行います。（ファミリーファンド方式）

2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、主として投資信託証券に投資するものをいいます。

[ファンド・オブ・ファンズの仕組み]



1日興グローバル・CB・ファンド 円（ヘッジ有）クラス受益証券は、米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、世界各国の転換証券に投資します。

2 公社債および短期金融商品等への投資には、UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド ショートターム・米ドルBAクラス受益証券、UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益権の両方または、どちらか一方に投資を行う場合があります。

< 投資対象とする投資信託の概要 >

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬：純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
投資運用会社	UBS オコーナー・エルエルシー (UBS O' Connor LLC)

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（米ドル建て）
運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。

投資運用会社	UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ） （UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich）
--------	--

国内投資信託 UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益権

形態	国内投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンドならびに内外の円建て公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、1月20日（休業日の場合は翌営業日）
申込手数料	ありません。
信託報酬	信託報酬：純資産総額に対し年率0.042%（税込）
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみ）に取得される投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

注）当ファンドの信託報酬率（年率1.029%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%程度（税込）となります。

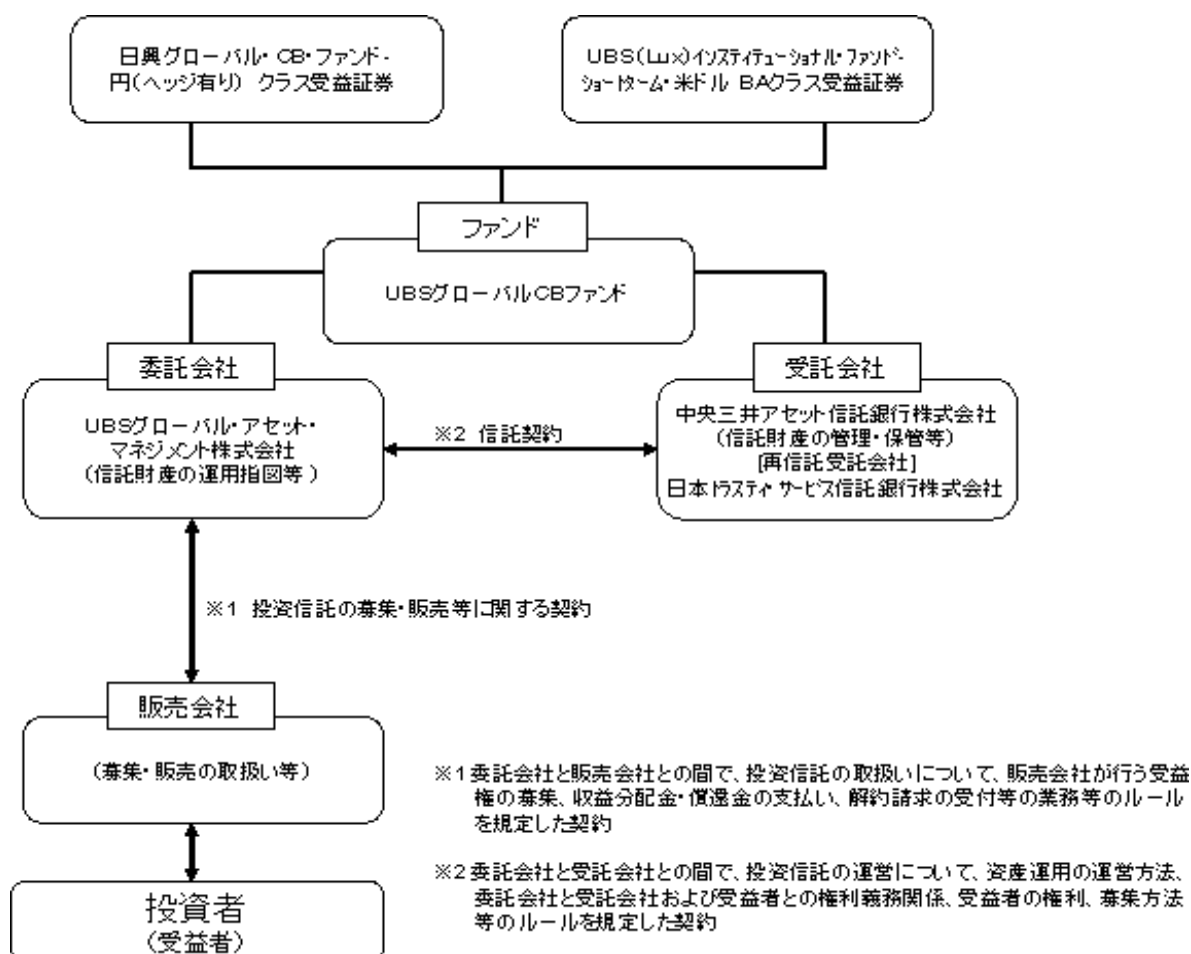
当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

（後略）

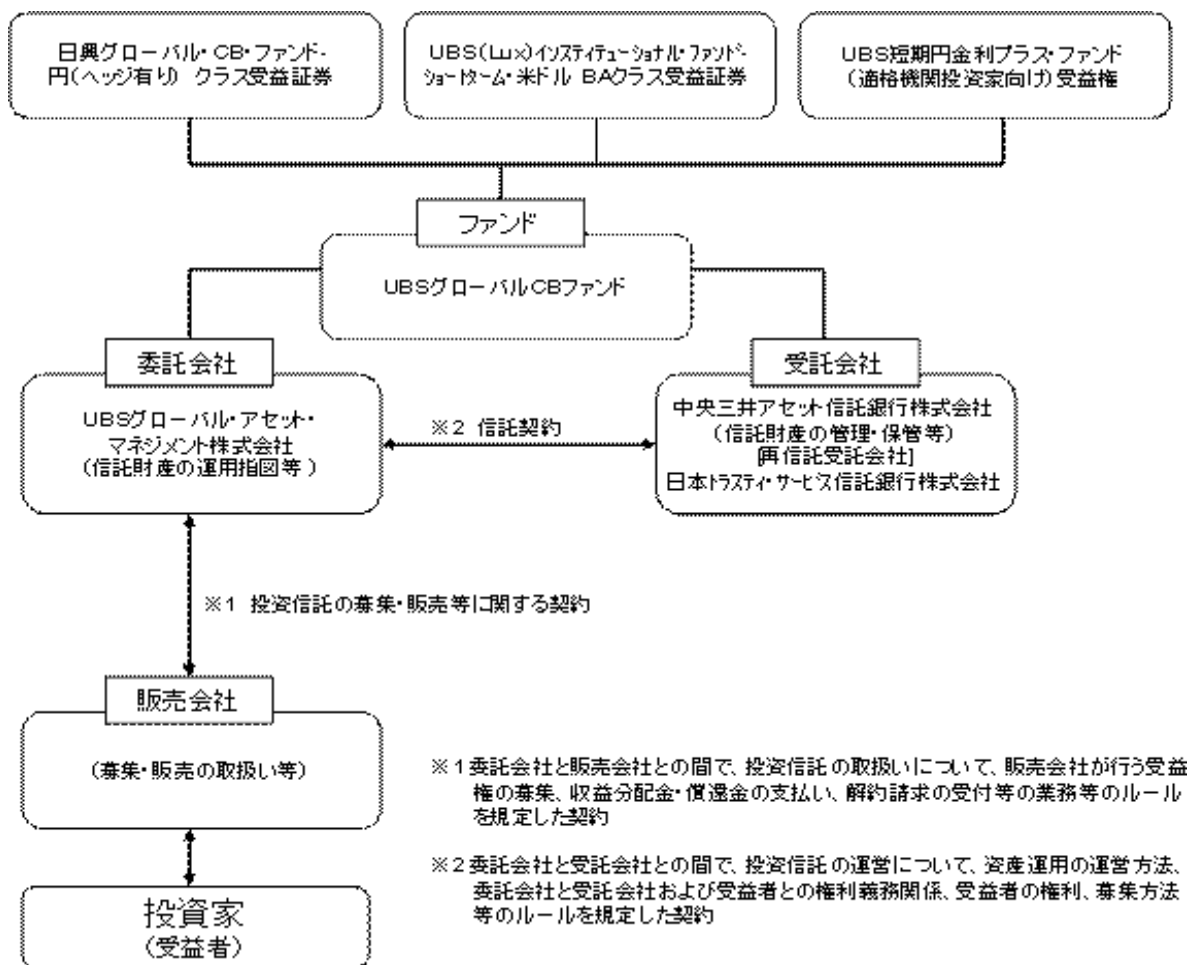
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

<訂正前>



<訂正後>



2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

下記の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。転換証券には、債券、優先株式または利金もしくはは配当付きで特定の期間もしくはは時点で普通株式（通常は同一発行体による）に転換する権利もしくははこれに相当する権利が所有者に付与されているその他のハイブリッド証券を含みます。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみ）に取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

下記の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の転換証券、短期公社債等にそれぞれ投資します。なお、コマーシャル・ペーパー等の有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。転換証券には、債券、優先株式または利金もしくはは配当付きで特定の期間もしくはは時点で普通株式（通常は同一発行体による）に転換する権利もしくははこれに相当する権利が所有者に付与されているその他のハイブリッド証券を含みます。

ケイマン籍外国投資信託

日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

ルクセンブルグ籍外国投資信託

UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

国内投資信託UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）受益権

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性を勘案して、決定します。通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみ）に取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

なお、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券以外の投資信託証券については、定期的または必要に応じて精査し、適宜見直しを行います。その結果、必要と判断される場合には、投資対象から除外される、または新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託証券を含みます。）として投資対象に追加される場合があります。

(2) 【投資対象】

<訂正前>

有価証券

委託会社は信託金を主として次の投資信託証券ならびに有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券
2. ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券
3. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

～（略）

<投資対象とする外国投資信託の概要>

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬：純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社および投資運用会社	UBS オコーナー・エルエルシー (UBS O'Connor LLC)
受託会社および管理事務代行会社	BNY ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク (The Bank of New York)

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドル BAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（米ドル建て）
運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内

その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社	UBS インスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Institutional Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBS AG、UBS グローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ） (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)
管理事務代行会社	UBS ファンド・サービス（ルクセンブルグ）エス・エー (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS（ルクセンブルグ）エス・エー (UBS (Luxembourg) S.A.)

通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券（ファンド・オブ・ファンズのみ）に取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。

注）当ファンドの信託報酬率（年率1.029%（税込））を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%程度（税込）となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

<訂正後>

有価証券

委託会社は信託金を主として別に定める投資信託証券および次の投資信託証券ならびに有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券
2. 短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

別に定める投資信託証券とは、後記<投資対象とする投資信託の概要>の内、ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券以外の投資信託証券を指します。（以下同じ。）

～（略）

<投資対象とする投資信託の概要>

ケイマン籍外国投資信託 日興グローバル・CB・ファンド - 円（ヘッジ有）クラス受益証券

形態	ケイマン籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（円建て）
運用の基本方針	世界各国の転換証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建てマスター・ファンド（オコーナー・グローバル・コンバーティブル・ボンド・マスター・リミテッド）を通じて、世界各国の転換証券に投資します。
信託期間	実質、無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	管理報酬：純資産総額の年0.60% 受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産残高に応じて年率0.08%-0.12%
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社および投資運用会社	UBS オコーナー・エルエルシー (UBS O' Connor LLC)
受託会社および管理事務代行会社	BNY ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド (BNY Fund Management (Cayman) Limited)
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク (The Bank of New York)

ルクセンブルグ籍外国投資信託 UBS（Lux）インスティテューショナル・ファンド - ショートターム・米ドルBAクラス受益証券

形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型外国投資信託（米ドル建て）
----	-----------------------------------

運用の基本方針	米ドル建ての短期公社債等を主要投資対象とし、高い流動性を確保しつつ、信託財産の安定した成長を目指します。
主な投資対象	米ドル建ての短期公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、12月末日
申込手数料	ありません。
管理報酬等	受託報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対し年率0.065%以内
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
管理会社	UBSインスティテューショナル・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (UBS Institutional Fund Management Company S.A.)
投資運用会社	UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ) (UBS AG, UBS Global Asset Management, Zurich)
管理事務代行会社	UBSファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS Fund Services (Luxembourg) S.A.)
保管会社	UBS(ルクセンブルグ)エス・エー (UBS (Luxembourg) S.A.)

国内投資信託 UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)受益権

形態	国内投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンドならびに内外の円建て公社債等
信託期間	無期限
決算日	毎年一回、1月20日(休業日の場合は翌営業日)
申込手数料	ありません。
信託報酬	信託報酬：純資産総額に対し年率0.042%(税込)
その他費用	ファンドに係る事務処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドより実費にて支払われます。
委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社 (再信託受託会社)	中央三井アセット信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

通常、日興グローバル・CB・ファンド - 円(ヘッジ有)クラス受益証券(ファンド・オブ・ファンズのみ)に取得される投資信託証券)への投資比率を高位に保ちます。

注) 当ファンドの信託報酬率(年率1.029%(税込))を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.749%程度(税込)となります。

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。